

ご存知ですか？

成年後見制度

リーガルサポート

LEGAL SUPPORT

成年後見制度は、権利や財産を守る身近なしくみです。

いつも、あなたのそばに。



公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート

制度紹介

1 ページ

木村家の人々

2 ページ

- 1 成年後見制度って、なに？
- 2 どのように支援するの？

3～6 ページ

- 3 チャートでわかる利用手順

7 ページ

- 4 成年後見登記制度

8 ページ

- 5 成年後見制度と関連する制度
 - 1 介護保険制度
 - 2 新しい障害者福祉制度
 - 3 成年後見制度利用支援事業
 - 4 公益信託 成年後見助成基金
 - 5 日常生活 自立支援事業

9～10 ページ

- 1 私たちと成年後見制度
 - 1 私たちと成年後見制度
 - 2 リーガルサポートの誕生
 - 3 リーガルサポートは元気なうちからトータルなサービスを提供します

11 ページ

- 2 成年後見制度を安心してご利用いただくための工夫

12 ページ

- 3 リーガルサポートのしくみと組織

13～14 ページ

- 4 その他の活動
成年後見制度普及活動
海外交流
出版事業

組織紹介

成年後見制度って、なに？

成年後見制度は、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みです。

- 1 ひとり暮らしの老後を安心して過ごしたい。高齢者施設などに入所するための契約をしたり、入所費用を払ってもらいたい。併せてこれまで経営してきたアパートの管理もお願いしたい。出来れば今から頼みたい。
- 2 アルツハイマー病を発症。今ひとり暮らしだが、自分の意思で悔いのない人生を送りたい。
- 3 使うはずもない高額な健康器具など頼まれるとつい買ってしまおう。
- 4 両親が死亡した後、知的障害を持つ子供の将来が心配。その子のために財産を残す方法やその使い方、施設への入所手続きなどどうしたらいいの？
- 5 認知症の父の不動産を売却して入院費にあてたい。
- 6 寝たきりの父の面倒をみて財産管理をしてきたが、他の兄弟から疑われている。
- 7 老人ホームにいる母の年金を持ち出してしまおう兄に困っている。

こんな時に
利用できます



どのように支援するの？

花子さんに代わって「親切なお兄さん」からふとんを買う契約をしたり(代理権)、花子さんが一人で買ってしまったら、「親切なお兄さん」に取り消す旨を伝えたり(同意権・取消権)して、花子さんが不利益を被らないように支援します。この場合、花子さんの希望を尊重し(自己決定の尊重)、生活状況、体力や精神状態など配慮して(身上配慮義務)、花子さんにとって最も良い方法を選んでおこなうことになります。



判断能力が衰える前

「こんな時に利用できます」
1～2の場合

“任意後見制度”が利用できます

今、将来のために、[支援する人]・[支援内容]を決めておきます。将来(今からでも)望みどおりの支援を受けることができます。保険みたいですね。

判断能力が衰えた後

「こんな時に利用できます」
3～7の場合

“法定後見制度”が利用できます

保護がどこまで必要なのかによって「補助」・「保佐」・「後見」の三つの利用の仕方があります。柔軟に工夫出来るので、利用する人にあつたメニュー作りが重要です。

チャートで、もっともふさわしい利用手順をみてみましょう

神奈川県横浜市で食堂を営む木村マサコさん一家。
寝たきりの父や物忘れがひどくなってきた母をかかえる7人4世代の大家族です。

木村家の人々

- マサオ 58才: アルツハイマー病になっちゃった
- 一郎 88才: 数年前から寝たきり状態
- 花子 86才: 最近物忘れがひどくなってきた
- マサコ 56才: 食堂を切り盛りの忙しい毎日
- はじめ 30才: 天下無敵のフリーター... と言うか、ただいま失業中
- みらの 5才: やんちゃまっさかり
- 一美 28才: 食堂手伝い。育児に大忙し

ある日、家族が外出から帰ると、部屋の中に新しい羽ぶとんが置いてあります。留守番をしていた花子おばあちゃんにたずねてみると、「よくわからないけど親切なお兄ちゃんがきて『これを使って。寝心地がいいよ。』とふとんをおいていった。」とのこと。よく見ると傍らには羽ぶとん購入の契約書が(代金40万円)...

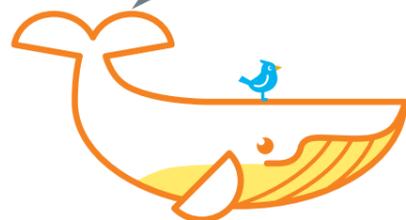
ガーン
一同大騒ぎ!! どうなる木村家!!



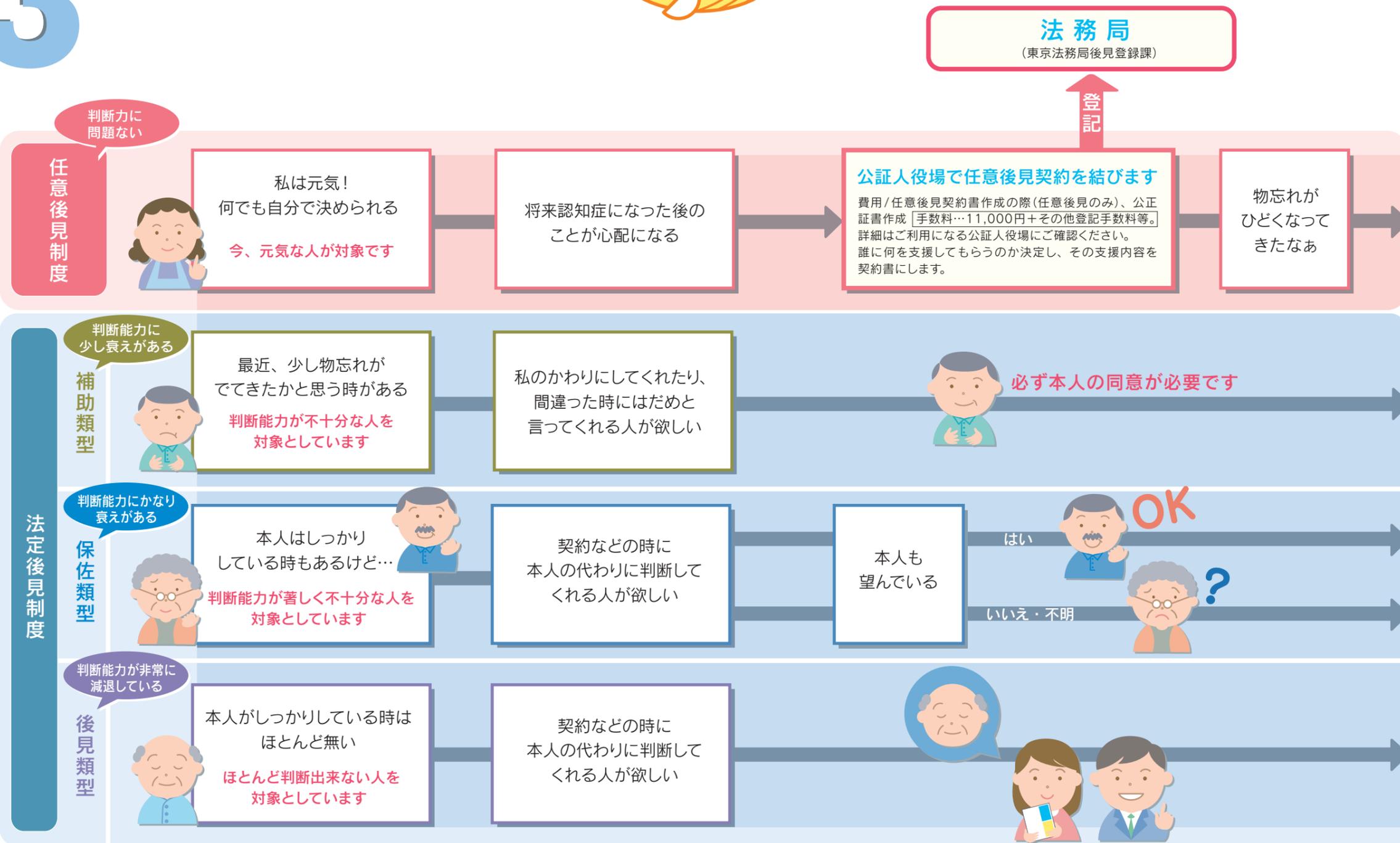
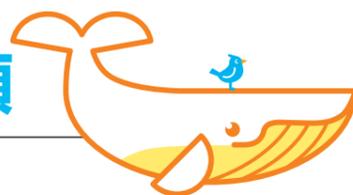
私たちは契約を前提とする社会に生きています。スーパーで魚や肉を買うのも契約です。契約をするには、自分の行為の結果がどのようになるのか判断できる能力が必要となります。木村花子さんは「よくわからないけど」40万円もするふとんを買ってしまいました。このように判断能力が不十分な場合、そのことによって不利益を被ってしまうおそれがあります。そうならないように支援するための制度が成年後見制度です。

マサコ立ち上がる !!!

このままではいけない! 一郎おじいちゃんや花子おばあちゃん...そして夫のことが心配。マサコは成年後見制度の利用をおもいつき、リーガルサポートに相談にいきました。



3 チャートでわかる利用手順



家庭裁判所 その1

申立

- 申立出来る人
本人・配偶者・4親等内の親族等。
身よりのない方の場合には市町村長に法定後見開始の審判の申立権を与えています。
- 必要なもの
申立書・戸籍謄本・住民票・診断書等
- 費用
〈申立手数料〉
1件800円の収入印紙
〈登記手数料〉
上限2,600円の収入印紙
〈通信費〉
切手(各家庭裁判所で異なります)

なお、申立書の作成や申立手続きを司法書士や弁護士へ依頼(申立書の作成や申立手続きを業務としてできるのは司法書士と弁護士だけです)する場合は、その司法書士・弁護士に報酬を支払う必要があります。

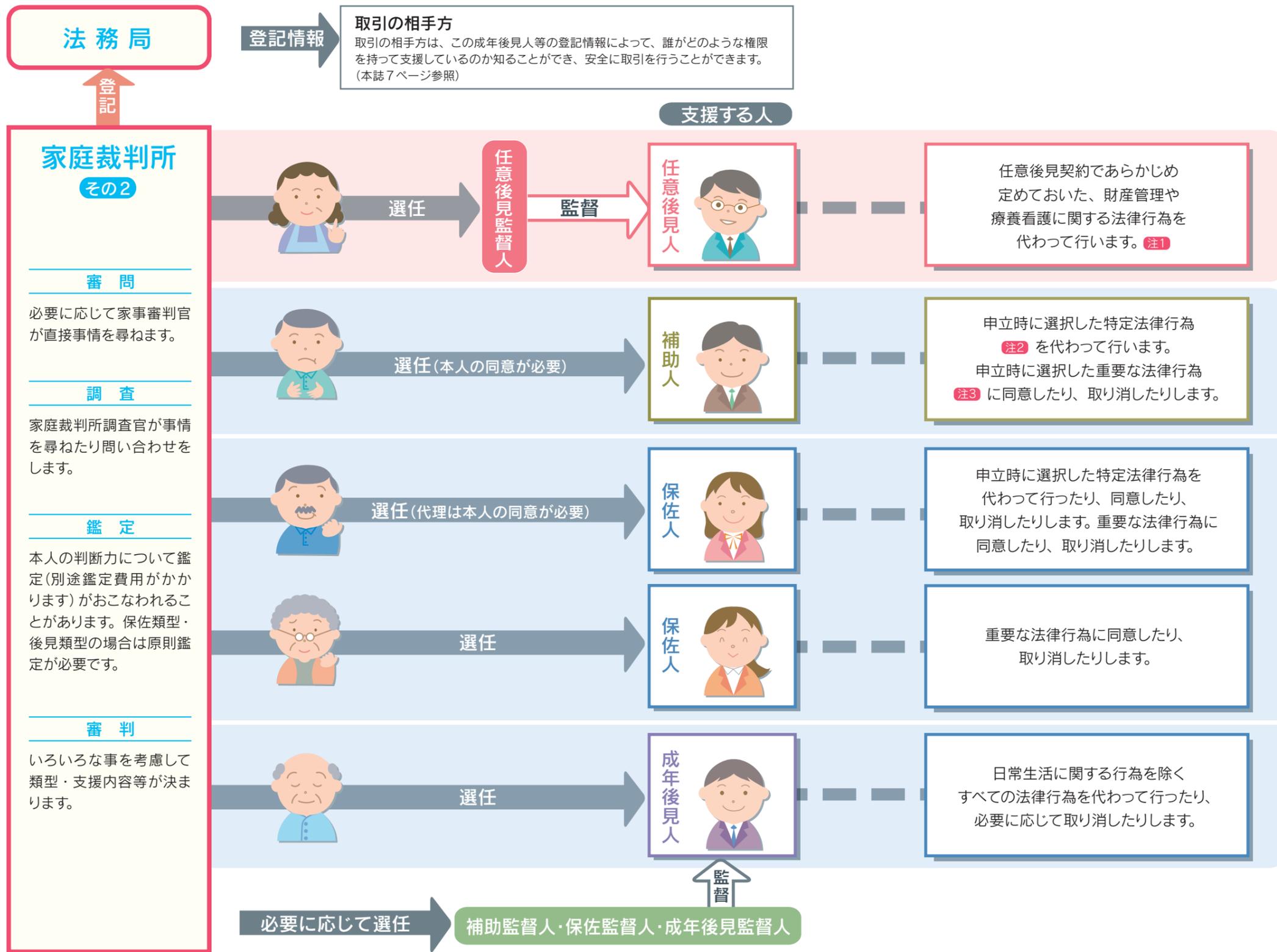
リーガルサポートは、このようにお手伝いします。

まずご相談ください
お話を伺いながら、一番ふさわしいと思われる方法を提案します。
詳しくは、最寄りの支部にお問い合わせください。

任意後見契約を結びたい場合
・契約書を作るためのアドバイスをします。
・ご希望があれば、将来あなたを支援するリーガルサポートの会員をご紹介します。
・元気なときからの支援も可能です。

家庭裁判所への申立
お話を聞いて、家庭裁判所に提出する書類を作成します。
皆様を支援する成年後見人等の候補者になります。

次のページで家庭裁判所からの流れを見てみましょう



注1 財産の管理に関する法律行為…例えば、貯金の管理、不動産などの売買契約や賃貸借契約の締結、遺産の分割等があります。生活・療養看護に関する法律行為…例えば、介護契約・施設入所契約・医療契約の締結等があります。

注2 特定法律行為…本人の生活、療養看護および財産に関する法律行為であれば何でもよく、要介護認定の申請や介護支援契約の締結なども含まれます。

注3 「重要な法律行為」…民法第13条第1項で定められている次の行為をいいます。

- ① 貸金の元本の返済を受けること。
- ② 金銭を借り入れたり、保証人になること。
- ③ 不動産をはじめとする重要な財産について、手に入れたり、手放したりすること。
- ④ 民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること。
- ⑤ 贈与すること、和解・仲裁契約をすること。
- ⑥ 相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること。
- ⑦ 贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件がついた贈与や遺贈を受けること。
- ⑧ 新築・改築・増築や大修繕をすること。
- ⑨ 一定の期間を超える賃貸借契約をすること。

● 成年後見制度を利用しても、日用品の購入やその他日常生活に関する行為は単独で出来ます。

● 居住している建物を、売却や賃貸などする場合には、家庭裁判所の許可が必要です。

● 法定後見人への報酬は裁判所が決定します。



リーガルサポートは、
このように
お手伝いします。

選任
選任は家庭裁判所がおこないます。
私たちは全国の家庭裁判所に予め後見人等候補者名簿を提出しています。私たちは第三者後見人を供給する団体としては、日本最大の公益社団法人です。

支援活動
私たちが成年後見人になった場合
・裁判所の監督に加えリーガルサポートも監督します。
・成年後見業務専門の組織の一員です。

次は、成年後見登記制度などについてです

4 成年後見登記制度

法定後見制度や任意後見制度の利用の内容、成年後見人の権限や任意後見契約の内容などを登記する制度です。

この登記情報を知ること、判断能力の衰えた方とも安全に取引が出来ます。

【登記事項証明書】

どのような内容の登記がされているか知りたいときは、「登記事項証明書」を取得します。

例えば、介護サービスの提供契約などを結ぶ際に、これを見ることで、誰がどのような権限を持った後見人等であるのかわかるので、安心して契約できます。

【登記されていないことの証明書】

成年後見制度を利用していないことを調べるには「登記されていないことの証明書」を取得します。

契約の相手方が成年後見制度を利用している場合、後で取り消される場合があります。

証明書の取得方法と費用

取得方法

〒102-8226
東京都千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎
東京法務局 民事行政部 後見登録課
TEL 03-5213-1234 (代表)
全国50ヶ所の法務局の窓口で取得できます。
東京法務局には郵便でも取得できます。
(返信用封筒・切手同封のこと)

交付申請が出来る人

本人・配偶者・4親等内の親族・成年後見人等
(注意:取引の相手方を理由に請求できません)

費用

登記事項証明書 (1通 収入印紙 550円)
登記されていないことの証明書
(1通 収入印紙 300円)



5 成年後見制度と関連する制度

5



1. 介護保険制度

急速な高齢化に伴う要介護者の増加に対応するため、介護を社会全体で支えようとする制度です。

- ① 介護サービスの費用負担につき、社会保険方式を採用しています。
- ② 介護サービスの提供を受けるには、契約が必要です。

従来の措置制度を改め契約方式を採用したため、判断能力が低下した高齢者には誰かが代わって介護サービスの契約を締結する必要が生じることから、成年後見制度と密接な繋がりを持ちます。

2. 新しい障害者福祉制度

障害者自立支援法のもと、知的障害者、精神障害者、身体障害者が自分の意思で選択した福祉サービスを利用し、自立した社会生活を送れるようにしようという制度です。障害者本人が契約することを前提としているためその契約内容などを判断することが難しい場合には、誰かが代わって契約を締結する必要が生じることから、成年後見制度と密接な繋がりを持ちます。

3. 成年後見制度利用支援事業

介護サービスの提供等を受けたくても、成年後見制度が利用出来ないと契約出来ない場合があります。経済的理由等でこのようなことのないように、費用の全部又は一部を助成する厚生労働省の事業です。この事業を利用するためには、原則、

- ① 介護サービスを利用し、又は利用しようとする身寄りのない重度の認知症高齢者等
- ② 後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められるものである必要があります。

4. 公益信託 成年後見助成基金

リーガルサポートが呼びかけて、全国の司法書士や多くの方々の協力を得て設定した基金です。リーガルサポートとは別の機関として運営され、成年後見制度の利用にかかる費用の全部又は一部が助成されることが可能になります。経済的理由等で成年後見制度の利用が困難であるときに助成を受けることができ、介護サービスの利用や市町村長の申立を前提とはしていません。ただし、親族以外の個人が成年後見人等に就任したときに限られます。

5. 日常生活自立支援事業

軽度の認知症状のある高齢の方、知的障害・精神障害のある方のために福祉サービスの利用援助と日常的な金銭管理・書類等の預りサービスを行うために、全国の社会福祉協議会が実施している事業です。この事業を利用するためには契約を結ぶ必要があり、ある程度の判断能力が必要となります。また、成年後見制度と異なり、サポート出来る範囲が限られています。

次に私たちリーガルサポートの組織をご紹介します

1 私たちと成年後見制度

1 私たちと成年後見制度

これまで紹介してきました「成年後見制度」に私たち司法書士はいち早く取り組みました。

それは何故でしょうか。多くの司法書士はこの制度の前身である(準)禁治産制度の利用を躊躇した経験をもっています。それは(準)禁治産制度があまりにも硬直的であり、その制度を利用していることが戸籍から読みとれてしまうなど数々の問題点があったからです。判断能力が衰えたとしても法的に不利益を被らないための制度であるはずの(準)禁治産制度がもっと使いやすく、また使われなければならないと考えたのです。

リーガルサポートの正会員は全て司法書士です。

司法書士は、これまで、重要な財産の保全や、民事紛争の解決など、皆様のそばで、皆様の権利を守る法律の専門家としての役割を果たしてきました。

家庭裁判所から、すでに多くの会員が後見人等に選任され、法律家としてのノウハウを生かして、全国で活躍しています。



2 リーガルサポートの誕生

日本司法書士会連合会では1995年2月に市民対象のシンポジウムを行いました。ここで私たちは高齢者の様々な問題を認識し、改めて新制度の必要性を感じました。翌年には、判断能力の衰えた方を支援する人(後見人)を養成し供給する組織「財産管理センター」構想を発表し、自治体や福祉関係者等に大きな反響を呼ぶことになりました。その後、成年後見先進国であるカナダ・アメリカ・ドイツの制度を視察し、新しい権利擁護システムを模索すると同時に、全国各地の司法書士会でシンポジウムを次々に開催し、その必要性を訴えてまいりました。こうして司法書士は、次第に高齢者や障害者の権利擁護活動を行う専門家として認知されてきました。そして、私たちが求めていた新しい権利擁護システムが「成年後見制度」として2000年4月1日に施行するのに先駆け、1999年12月22日にこの制度の受け皿として誕生したのが、「成年後見センター・リーガルサポート」です。各都道府県に一つずつ(北海道は4つ)、合計50の支部を設置し、それぞれの地域の実情を反映した活動を行っています。また本人の希望を『ライフプラン』として作成し、より本人の意思に添った支援を心がけています。



3 リーガルサポートは元気なうちからトータルなサービスを提供します

成年後見制度は、法定後見にしても任意後見にしても、判断能力が衰えてからの制度です。でも、判断能力に問題がなくても、チョット不安、少し手伝ってと思うこともあるはず。

このような場合でもご相談ください。私たちは、成年後見制度を柱に元気なうちからトータルなサービスを提供します。

元 気



● 今を大切に!

「任意代理契約^{注4}」で支援。難しい契約や財産管理等で悩むことなく、楽しい人生をおくれるように、あなたの今をサポート。

● 将来に備える! その1

「任意後見契約」で支援。もしも認知症になってしまったら…

その時の生活を一緒に考えあなたの将来をサポート。

● 将来に備える! その2

「死後事務委任契約」・「遺言書」作成を支援。最後の自己決定のための法的アドバイス。残された方々に自分の気持ちを伝えましょう。

^{注4} 原則として任意後見契約の締結が必要です。

判断能力の衰え



● 任意後見人として支援

希望した生き方の実現。あなたに代わって、任意後見監督人やリーガルサポートが不正行為が無いように任意後見人をチェックします。

● 元気なときに準備を忘れていても大丈夫!

法定後見制度を利用して、あなたの財産をあなたのために守ります。

死 亡



● あなたの最後の意思を実現しましょう

死後事務委任契約で、お葬式や埋葬を支援します。遺言書で遺言執行者に指定された場合は、遺言執行者となって、あなたに代わってあなたの想いを叶えます。



そして天国から



● 知的障害を持つ子供がいる場合など、その子の将来が心配です

障害者も契約社会の中で生きていくことになります。その子を見守り、無事に人生をおくれるように法定後見制度などの仕組みを利用してサポートします。



さらに、私たちリーガルサポートの活動をご紹介します

2 成年後見制度を安心して ご利用いただくための工夫

成年後見制度は「自己決定を尊重」して支援する制度ですが、そのことを正しく理解して支援しなければ目的は達成されません。

私たちは、福祉や医学分野にまで及ぶさまざまな研修を受けた法律実務家である司法書士を成年後見人等として送り出しています。さらに依頼者が安心して後見事務などを任せられるように次のような組織にしています。

後見人等候補者名簿

- 一定の厳しい研修を履修した会員だけがこの名簿に登載されます。さらに、2年毎に新しい研修を履修しなければ名簿から抹消されることになっています。名簿登載した会員が一定の水準を保っていることを保証するものです。
- この名簿は家庭裁判所に提出されており、名簿の中から選任された後見人等が全国各地で活躍しています。
- 成年後見制度を安心してご利用されたい場合、お住まいの地域にある支部が「後見人等候補者名簿」の中からお紹介させていただきます。
- 後見人等候補者名簿に登載されている会員には、「登載証明書」を発行しています。

管理指導体制

- 後見人になった会員は、定期的にリーガルサポートに報告をおこない、指導・監督を受けています。さらに学識経験者等を中心メンバーとする業務審査委員会があり、この委員会の意見が伝えられます。
- 業務の適正を確保するため、理事のうち3分の1以上は司法書士以外の有識者です。

さまざまな出来事に備えるために

- 成年後見制度を実践していく過程で、日常的に様々な問題が生じます。これらについては、業務相談委員会を設置し、研究するとともに、各地の情報を集積しています。

身元引受と成年後見

- 高齢者の入所施設等では入所に際し、入所後の入居者に代わり介護上のさまざまな決定をしてもらうために親族等に身元引受人になっていただくことがあります。このような時に成年後見制度を利用することで、身元引受人がいなくても、施設に入所できるケースが増えてきており、入居者も成年後見人等の支援を受けることで人権を損なう恐れも少なくなるようになります。

法人として直接支援

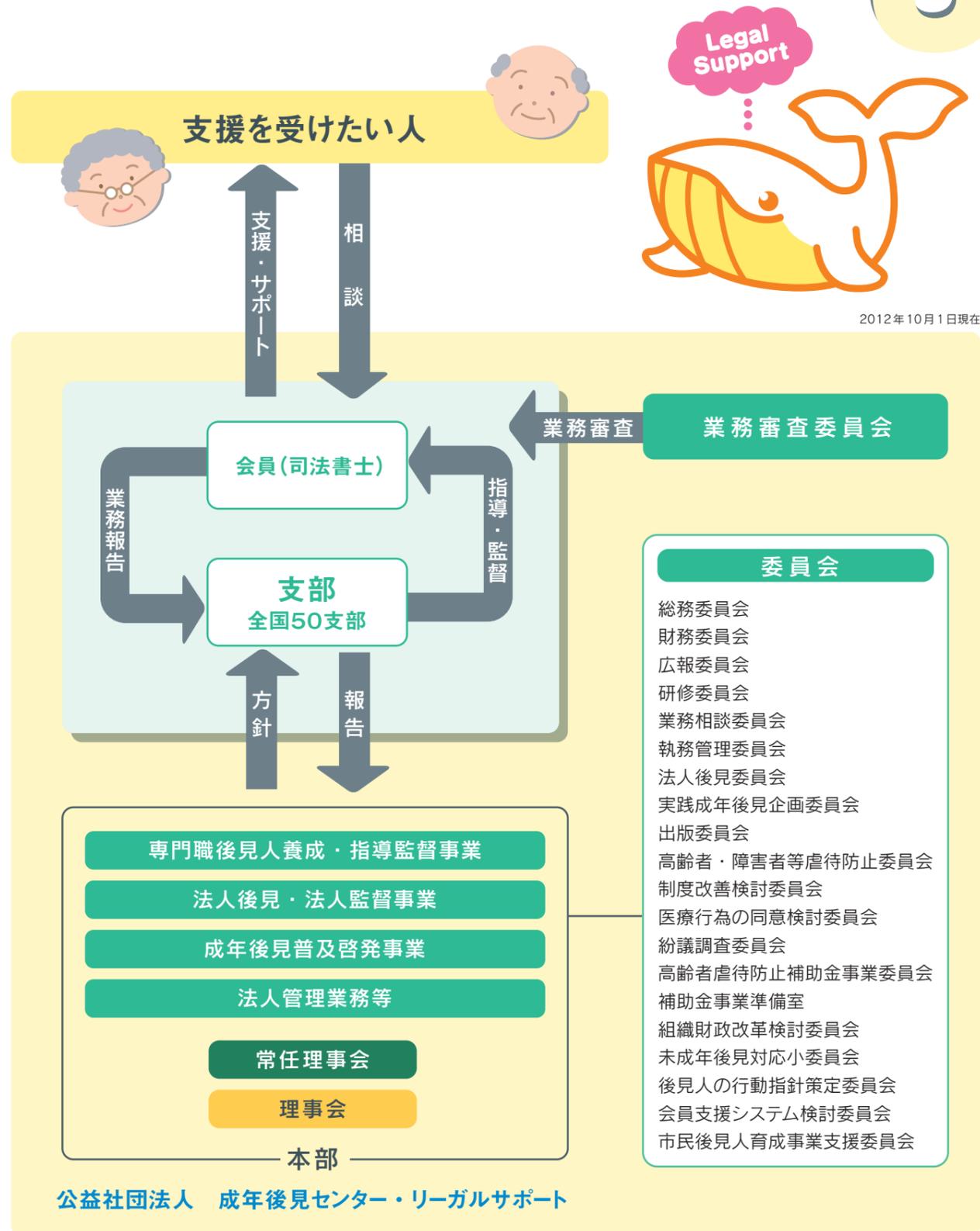
支援を受ける人が若い方の場合、または、居住地を変える予定があったり、財産が各地に散在している場合には、一人の後見人で支援することが困難な場合もあります。リーガルサポート自体が法人として後見人になり、全国各地の会員を活用して、継続的に広範囲に支援いたします。

利用に必要な費用

【法定後見利用の場合】
家庭裁判所が、資力その他の事情によって、妥当な報酬額を決定し、被後見人等の財産の中から、後見人等に付与します。

【任意後見の場合】
支援する内容等を考慮してお互いの話し合いで決めます。
担当会員と十分話し合いの上決定してください。

3 リーガルサポートのしくみと組織



2012年10月1日現在

法人賛助会員 ・三井住友信託銀行株式会社 ・三菱UFJ信託銀行株式会社
・SMBC日興証券株式会社 ・株式会社三井住友銀行

当法人会の活動にご賛同いただける方(個人・法人・団体を問いません)に賛助会員になっていただいております。ご希望の方はご連絡ください。

さらに、私たちリーガルサポートの活動をご紹介します

4 その他の活動

成年後見制度に関連した
事業に取り組んでいます



成年後見制度普及活動

一般の方を対象とした成年後見人養成講座の開設

リーガルサポートでは、その会員が成年後見人になって支援することを主な仕事としていますが、親族が成年後見人等になることも多くあります。一般の方がなった場合でも、法的知識の不足によって適正な支援ができないことのないように、親族等を対象とした成年後見人養成講座を開設しています。

高齢者・障害者のための成年後見相談会

老後の不安や、知的障害者の親亡き後の問題、さらに介護保険制度・障害者自立支援制度・いろいろな助成制度・日常生活自立支援事業・・・そして成年後見制度。どれを見ても複雑で、「それでは私はどうすればいいの?」とお思いになったことはありませんか。

そのような疑問などにお答えするため、リーガルサポートでは、毎年全国の各都道府県にある支部で、無料の「成年後見相談」を実施しています。成年後見制度に限らずいろいろな相談に応じています。支部によって実施期間、実施方法は異なりますが、あなたの答えが見つかるはずですよ。電話での無料相談や定例の無料相談会を実施している支部もありますので各支部にお問い合わせください。

講師等の派遣

成年後見制度は、判断能力が衰えたときにも自分らしく生きるために法的に支援する制度ですが、この制度を理解していただくために、全国の各都道府県の支部では、シンポジウムや講演会へ、講師や相談員を派遣しています。お気軽にご相談ください。

シンポジウム等の開催

この制度をもっと使いやすくするため、研究者やこの制度を支える人たちと研究を重ね、毎年2回程度のシンポジウムを開催しています。また、各支部でも、各地の状況に応じて、いろいろな形のシンポジウムを企画実施しています。

低所得者でも利用できる制度とするために

所得が少ないと成年後見制度の利用が困難になることがあります。リーガルサポートは全国の司法書士や多くの方々の協力を得て「公益信託 成年後見助成基金」を設けました。(本誌8ページ参照)

最新の情報を提供

ホームページ (<http://www.legal-support.or.jp>) にて最新の情報を提供しています。

海外交流

日本司法書士会連合会では成年後見制度の必要性をいち早く提唱し、そのため成年後見先進国である海外の情報を積極的に取り入れて研究してまいりました。カナダ・アメリカ・ドイツの視察をとおして得たノウハウ、海外の研究者・実務家との交流は、そのままりーガルサポートに引き継がれています。

出版事業

私たちが実践を通して得た成果や研究成果を出版することで、成年後見制度がより使いやすい制度となることを目指しています。編集ならびに編集協力または出版した主な著書は次のようなものがあります。

「かんたん記入式 成年後見人のための管理手帳」	日本加除出版
「これで安心! これならわかる はじめての成年後見」	日本加除出版
「成年後見教室 実務実践編」	日本加除出版
「成年後見教室 課題検討編」	日本加除出版
「12人の成年後見人」	日本加除出版
「任意後見実務マニュアル」 -Q&Aと契約条項例-	新日本法規出版
「ガイドブック成年後見制度」 「成年後見ノート」付	法学書院
今すぐ役立つ介護シリーズ5 「老後の財産管理」	創元社
「後見六法」	民事法研究会
「絆 新しい成年後見制度を学ぶ」	全国農業協同組合連合会
「これで安心! 成年後見制度 上手な利用法」	中央経済社
「実践成年後見」	民事法研究会
「市民後見人養成講座(仮)」	(平成25年1月刊行予定) 民事法研究会
「成年後見監督人等の手引き(仮)」	(平成25年3月刊行予定) 日本加除出版

成年後見制度とは？

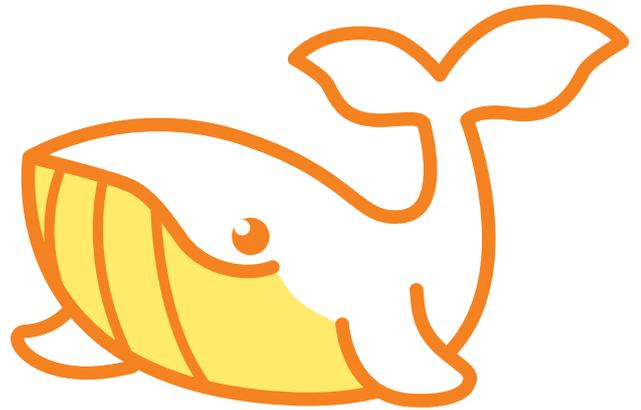
判断能力が不十分になった方を、法律面や生活面で支援するしくみです。
また、判断能力が不十分になったときに備えて、支援する人・支援内容などを
今から決めておく方法もあります。



成年後見センター・リーガルサポートとは？

成年後見センター・リーガルサポートは、成年後見業務を行う司法書士の団体です。各都道府県に1つずつ(北海道は4つ)、合計50の支部があります。

また、成年後見相談会や常設の成年後見相談も行っておりますので、ぜひお気軽に、最寄りの支部にご相談ください。



公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-00033 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館4階

<http://www.legal-support.or.jp/>

札幌支部	011-280-7078	HP	静岡支部	054-289-3999		山口支部	083-924-5220	HP
函館支部	0138-27-0726		山梨支部	055-254-8030	HP	岡山県支部	086-226-0470	HP
旭川支部	0166-51-9058		なごの支部	026-232-7492	HP	鳥取支部	0857-24-7013	
釧路支部	0154-41-8332		新潟県支部	025-244-5141		しまね支部	0854-22-1026	
宮城支部	022-263-6786		愛知支部	052-683-6696	HP	香川県支部	087-821-5701	
ふくしま支部	024-533-7234		三重支部	059-213-4666		徳島支部	088-622-1865	HP
山形支部	023-623-3322		岐阜県支部	058-259-7118		高知支部	088-825-3141	
岩手支部	019-653-6101		福井県支部	0776-30-0016		えひめ支部	089-941-8065	
秋田支部	018-824-0055		石川県支部	076-291-7070		福岡支部	092-738-1666	HP
青森支部	017-775-1205		富山県支部	076-431-9332		佐賀支部	0952-29-0626	
東京支部	03-3353-8191	HP	大阪支部	06-4790-5643	HP	長崎支部	095-823-4710	
神奈川県支部	045-640-4345		京都支部	075-255-2578	HP	大分支部	097-532-7579	
埼玉支部	048-845-8551	HP	兵庫支部	078-341-8686		熊本支部	096-364-2889	HP
千葉県支部	043-301-7831		奈良支部	0742-22-6707	HP	鹿児島支部	099-251-5822	
茨城支部	029-302-3166	HP	滋賀支部	077-525-1093		宮崎県支部	0985-28-8599	
とちぎ支部	028-632-9420		和歌山支部	073-422-0568		沖縄支部	098-867-3526	
群馬支部	027-224-7773	HP	広島支部	082-511-0230		本 部	03-3359-0541	HP

当法人と類似名称を使用する団体があります。
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートであることをご確認の上ご利用ください。